

## 平成19事務年度主要行等向け監督方針

### I. 基本的考え方

#### 1. 年度監督方針の位置づけ

主要行等向けの監督事務の基本的考え方等を体系的に整理した「主要行等向けの総合的な監督指針」においては、監督に当たっての重点事項を明確化するため、事務年度毎に監督方針を策定・公表することとしている。

#### 2. 監督の質的向上

金融行政においては、これまで、不良債権問題や利用者保護に対する取組みなどを進めてきたところであるが、今後についても、こうした取組みの定着・深化を図っていく必要がある。また、我が国金融・資本市場においては、その活性化や国際競争力の強化が優先的な政策課題となっており、マーケットの競争力を左右する金融規制・監督の質が改めて問われる状況となっている。

主要行等に対する監督においては、こうした金融行政の置かれた局面を踏まえ、監督の質的向上を図るため、以下の4点に取組むこととする。その際には、①金融機関との対話の充実、②情報発信の強化、③海外当局との連携強化、④調査機能の強化による市場動向の的確な把握、⑤職員の資質向上を図ることにより、その実効性の確保に努める。

##### (1) ルール準拠の監督とプリンシプル準拠の監督の最適な組合せ

ルール準拠の監督とプリンシプル準拠の監督それぞれの監督手法を最善な形で組み合わせることにより全体としての監督の実効性を確保していく。その際、法令の適用に係る方針等を必要に応じて監督指針等において明確にするとともに、ルールの背景にある考え方や趣旨（プリンシプル）に関する理解の共有に努める。

## (2) 行政資源の有効活用による優先課題への対応

継続的なモニタリング等を通じて、金融機関の経営状況や市場動向に関する情報を的確に把握・分析することにより、業務運営上のリスクが将来顕在化する可能性が高いと考えられる分野を可能な限り迅速に見極め、当該分野へ監督上の資源を振り向ける。

## (3) 金融機関のインセンティブ重視・自助努力の尊重

金融機関の経営管理は経営者により主体的に行われるべきものであることを踏まえ、その自主的な努力を尊重するよう配慮するとともに、日頃の監督上の対応として、可能な限り、金融機関自身が進んで経営改善に努めるよう促すことを重視する。

## (4) 行政対応の透明性・予測可能性の一層の向上

行政対応の透明性・予測可能性を一層向上させるために、引き続き各種の指針・方針等の公表を行うほか、金融機関との十分な意思疎通に努める。

### 3. 重点分野

主要行等を巡る状況をみると、本年9月の金融商品取引法の施行、取扱金融商品・運用資産の多様化・複雑化、コングロマリットの一般化など、様々な変化が生じている。このため、本事務年度においては、下記の通り、①利用者保護の徹底と利便性の向上、②リスク特性を踏まえたリスク管理態勢等、③コングロマリット・国際化への対応の3点を重点分野と捉え、監督の質的向上を図りつつ、厳正で実効性のある監督行政の効率的な遂行に取り組むこととする。なお、監督に当たっては、引き続き、検査部局との連携の強化に努める。

## II. 重点分野

### 1. 利用者保護の徹底と利便性の向上

主要行等においては、顧客ニーズの変化や多様化に応じた的確な金融サービスの提供を工夫し、利用者満足度の向上や金融機能の活性化に寄与することが期待されている。他方、提供する金融サービスが複雑化・多様化する中、本年9月末からの金融商

品取引法の施行も踏まえ、利用者保護に向けた一層の取組みが求められる。また、反社会的勢力への対応、テロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止など、金融システムが組織犯罪に利用されることを防止するための対応の必要性が高まっている。

こうした状況を踏まえ、各金融機関における顧客ニーズへの対応状況など、利用者利便の向上に向けた取組みを確認するとともに、利用者保護等に向けて、実効性ある管理態勢が構築されているかに留意して、以下の点について重点的な監督を行う。なお、監督に当たっては、金融機関からの報告内容や検査結果に加えて、金融サービス利用者相談室等の情報も積極的に活用する。

### **(1) 顧客説明態勢及び相談・苦情処理機能の充実・強化**

顧客保護規定については、本年9月末施行予定の金融商品取引法等においても充実・強化が図られていることを踏まえ、顧客（預金者、借り手、第三者保証人等）への説明態勢や相談・苦情処理機能などの充実・強化の状況について検証を行う。検証に当たっては、特に、以下の点に留意する。

- ① リスク商品の販売が拡大していることや住宅ローンなどについて顧客獲得のための取組みが強化されていることなどを踏まえ、顧客がこれらの商品のリスクや特性を十分に理解したうえで取引できるよう、分かりやすい広告表示や販売時における十分な説明がなされているか。また、融資に関しては、金利環境の変化等に伴う貸出金利の引上げの際や、個人保証（特に、経営に実質的に関与していない第三者の保証）の取得の際に、顧客に対する十分な説明がなされているか。さらに適合性原則が徹底されているか。
- ② 顧客からの苦情・相談などがあった場合には、当該情報を的確に把握・分析した上で、顧客に対して誠実かつ公正に対応するための態勢が構築されているか。
- ③ 顧客説明態勢や苦情・相談処理態勢の実効性を確保するため、コンプライアンス関係部署による営業店のモニタリングなど、十分な検証態勢が構築されているか。

### **(2) 金融犯罪防止等に向けた対策の強化・徹底及び適切な顧客対応の確保**

盗難通帳等による預金不正引出や振込詐欺等の口座不正利用に加え、近年、ATMやインターネットバンキングを巡る犯罪も発生している。こうした中、預金の不正引出や口座の不正利用等の金融犯罪を防止するため、本人確認の実施等を適切に行うための態勢整備等、必要な措置が講じられているか検証する。また、不正取引に係る損失補償等の事後対応については、預貯金者保護法が施行されており、同法の趣旨を踏まえた真摯な顧客対応を行う態勢が整備されているか検証

する。

A T Mやインターネットバンキングを巡る犯罪については、各種対策の有効性の評価結果が「情報セキュリティに関する検討会」において取りまとめられたことなどを踏まえ、本年 1 月に監督指針を改正したところであり、当該指針等に則り、各金融機関の業務特性に応じた情報セキュリティ対策の向上などが図られているかに留意する。

### **(3) システムリスク管理態勢の適切性の確保**

金融機関の情報システムの高度化・複雑化に伴い、コンピュータシステムのダウン、誤作動等のシステム障害発生が顧客等に与える影響が大きくなってきており、適切なシステムリスク管理態勢の構築がますます重要になっている。あわせて、仮にシステム障害が発生した場合には、迅速に適切な対応を行い、影響を最小限に食い止めるための態勢を構築することも重要であり、これらの取組みについて検証を行う。特に、システムの更新や統合等が予定されている場合には、その計画及び進捗状況、プロジェクトマネジメントの適切性・実効性等に留意する。

### **(4) 業務運営の適切性を確保するための態勢整備**

金融機関の業務範囲が拡大するのに伴い、金融機関が業務を行うに際して適用される法令等は、銀行法のみならず、金融商品取引法、保険業法、独占禁止法、本人確認法、個人情報保護法など極めて広範囲に及んでいる。金融機関がこうした法令等を熟知し、十分な遵守態勢を構築しているか、また、業務運営の適切性に懸念を招くことのないような態勢が整備されているか、について検証を行う。検証に当たっては、特に、①最近拡大しているM&A関連等のいわゆる投資銀行業務において生じ得る金融機関と顧客又は顧客間で利益相反する状況を適切に管理するための態勢が整備されているか、②優越的な地位の濫用防止等といった、取引等の適切性確保のための適切な態勢が整備されているか、③顧客情報の適切な取扱を確保するための態勢が整備されているか、に留意する。

### **(5) 借り手のニーズに対応した審査・融資管理態勢の整備**

担保・保証（特に第三者保証）に過度に依存することなく、経営者の資質や事業の収益見通しなど貸出先のリスクの適正な評価に基づいた融資活動を行うのに必要な審査・融資管理態勢が構築されているかについて検証を行う。

### **(6) 外部委託先における適切な業務運営の確保**

業務の外部委託の増加や委託業務の多様化を踏まえ、顧客を保護するとともに、

外部委託に伴う様々なリスクを適切に管理するためのモニタリング態勢等、外部委託先における業務運営の適切性を確保するための管理態勢が整備されているかについて検証を行う。

特に、昨年4月に導入された銀行代理業者については、所属銀行の監督態勢に留意した監督を行うほか、所属銀行を通じて銀行代理業者の業務運営状況について検証を行う。

#### (7) マネー・ローンダリング防止等に係る取組み

反社会的勢力への対応、テロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止に係る取組みの強化が重要な課題となっている。これらの問題に対して、国内拠点のみならず海外拠点をも含めた全行的なコンプライアンス上の問題と位置づけ、疑わしい取引を調査・特定するための効果的なモニタリング態勢の構築など、適切な管理態勢が構築されているかについて検証を行う。

## 2. リスク特性を踏まえたリスク管理態勢等

内外の経済・社会環境が変化する中で、金融機関の財務の健全性を持続的に確保していくためには、経営者の自主的・継続的な取組みにより、適切なリスク管理が行われることが必要である。そのため、まずは、各金融機関が、それぞれの事業戦略等を踏まえて、現在あるいは将来における主要なリスクを特定・評価・認識し、適切に管理することが重要である。監督当局としては、金融機関におけるリスク管理態勢が、業務の変化や今後想定される環境変化を踏まえたものとなっているかについて検証するとともに、主要なリスク・シナリオに対する認識及び経営上の対応の状況について議論を行う。

#### (1) リスク・リターンの視点を踏まえた業務運営

金融機関の財務の健全性を持続的に確保するためには、リスク・リターンの関係が適切に管理される必要がある。

主要行等においては、各業務のリスク考慮後の収益性を把握し、リスクを考慮したパフォーマンス評価等の業務運営に反映するための取組みが行われているほか、従来型の個社別与信管理にとどまらず、ポートフォリオ全体のリスク・リターンを適切に評価・把握し、ポートフォリオの最適化を図ることを目的として、クレジット・デフォルト・スワップ等の手法を活用した能動的なポートフォリオ管理に取り組む金融機関も見受けられる。

こうしたことを踏まえ、その状況について把握するとともに、金融機関を巡る環境変化が進む中で、今後期待される主な収益機会についての認識と取組状況について議論を行う。

## (2) 運用資産の多様化等への対応

主要行等における業務や運用資産の多様化・複雑化を踏まえ、特に以下の点を中心に、リスク特性に応じた管理態勢の整備状況について検証を行う。

### ① 資産運用手法の多様化への対応

主要行等においては、ファンド向け投融資、証券化商品への投資、M&Aファイナンスの増加など、新たな手法を通じた収益確保の動きが見られる。こうした新たな取引形態の中には、メザニンなど劣後性を有する与信形態をとる場合や、内外の金融市場等の変動により金融機関の経営に影響を及ぼす可能性があるものもある。こうした取引形態につき、それぞれのリスク特性に応じた適切な評価・管理が行われているかについて検証を行う。

特に、ファンド持分については、資産構成の把握等を通じたリスク分析の状況に留意する。また、不動産向けノンリコースローンについては、業種集中リスク等を勘案した管理が行われているか、デベロッパーに対する与信とノンリコースローンとのリスク特性の違いを踏まえた管理が行われているかに留意する。<sup>(注)</sup>

### ② 政策保有株のリスク管理

政策保有株式は、一般の売買目的有価証券に比べてロスカットが困難であるなど価格変動に伴うリスクが大きいことを踏まえ、政策保有株式のリスク管理態勢が政策保有株固有のリスクを踏まえたものとなっているかについて検証を行う。

## (3) 自己資本の質の向上

自己資本については、その量のみならず質（通常の株主資本が中心の資本構成となっているかなど）の面でも充実を図っていくことが重要である。この点に関する金融機関の認識を確認するとともに、当該認識の資本政策における反映状況や、内部留保の蓄積等を通じた資本充実状況について検証を行う。また、会社法制定により、多様な種類株の発行が認められるようになったことや、近年の金融技術の向上等を踏まえ、いわゆるハイブリッド証券等の自己資本としての適格性についても検証を行う。

---

<sup>(注)</sup> 不動産関連融資についての検証は、あくまで、金融機関における当該融資のリスク特性を踏まえた管理の状況を確認することを目的とするものであり、個別金融機関における資産運用や個別の不動産取引については、的確なリスク管理とデュープロセスを前提として、自己責任に基づく経営判断として行われるべきものであることに留意する。

#### (4) バーゼルⅡへの対応

平成19年3月期より適用されているバーゼルⅡについて、これが的確に実施されているか、各行が採用した手法に応じた資本戦略が準備されているか、また、内部格付手法採用行については、収集したデータや分析が業務運営に活用されているかについて検証を行う。加えて、「リスク管理高度化計画」を策定している場合には、その取組状況のフォローアップを行う。

##### ① 最低所要自己資本比率の算出（第1の柱）

バーゼルⅡ第1の柱については、各金融機関が採用しているリスク計測手法に基づき、自己資本比率を正確に計算しているかについて検証を行う。平成20年3月期から最も先進的なリスク計測手法（信用リスクの先進的内部格付手法及びオペレーショナル・リスクの先進的計測手法）が採用可能となることを踏まえ、これらの手法の採用を希望する主要行等の最低要件の充足状況を確認するとともに、継続的なモニタリングを行う。また、各種経過措置終了後の対応についての検討状況についても確認する。

##### ② 金融機関の自己管理と監督上の検証（第2の柱）

バーゼルⅡ第2の柱に基づいて、統合リスク管理態勢の構築状況を検証するとともに、早期警戒制度も活用し、銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクなど第1の柱に含まれないリスクについても適切なモニタリングを行う。

##### ③ 市場規律の活用（第3の柱）

金融機関の情報開示の充実を通じた市場規律の実効性向上が、第3の柱と位置付けられていること等を踏まえ、情報開示の適切性について検証を行う。

### 3. コングロマリット・国際化への対応

主要行等において、コングロマリット化や海外業務の拡大が進展していることを踏まえ、グループ内の各拠点や海外業務に対して、本部による適切な業務管理が行われているかなどについて重点的に監督することとする。その際、必要に応じて、海外当局との緊密な連携を図ることに留意する。

#### (1) コングロマリットへの対応

コングロマリット形態の銀行グループにおいては、その全体について、利益相反行為の発生、抱き合わせ販売行為の誘引の増大、グループ内のリスクの伝播や偏

在・集中等の惧れがある。監督当局としては、金融コングロマリット監督指針も踏まえ、監督部局内の連携を図り、業務の適切性について検証を行う。また、金融持株会社グループ形態を採用している場合には、金融持株会社のグループ全体に対する経営管理態勢について検証を行う。

## **(2) 国際化への対応**

主要行等においては、海外の営業拠点を拡大させる動きが見られるところ、海外業務に係る管理態勢について検証する。特に、①海外営業拠点においては、現地法令や業務運営実態等に即した法令等遵守態勢及び内部管理態勢が整備されているか、②当該業務を所管する銀行本部の経営管理・業務統括管理部署等においては、海外拠点の業務運営の状況を統括的に監督・管理し得る態勢が適切に整備・維持されているか、に留意する。

## **(3) 我が国金融・資本市場の国際化に向けての監督の改善**

我が国金融・資本市場を海外のプレーヤー等にとっても魅力のある市場とすることを旨し、日々の監督業務においても、内外金融機関の要望等を聴取し、監督業務の改善に積極的に活用することとする。

(以上)